

川口市

要配慮者利用施設の

避難確保計画作成に係る講習会

日時 令和4年1月26日（水）

場所 川口市 SKIPシティ 多目的ホール

# ■本日のスケジュール

午前	午後	講習会内容	時間配分	
			講演	累計
9:30	13:30	開会挨拶	5分	5分
9:35	13:35	1.講習会の開催目的及び避難確保計画作成の必要性について	15分	20分
9:50	13:50	2.防災気象情報の避難行動への活用について	15分	35分
10:05	14:05	3.避難確保計画作成方法 ①<避難場所の検討>	15分	50分
10:20	14:20	4.避難確保計画作成方法 ②<情報収集の対応>	10分	60分
10:30	14:30	休 憩	10分	70分
10:40	14:40	5.避難確保計画作成方法 ③<避難時間の検討>	45分	115分
11:25	15:25	6.避難確保計画作成方法 ④<様式の記入方法>	25分	140分
11:50	15:50	質疑応答	5分	145分
11:55	15:55	今後の予定	5分	150分

# 開会挨拶

---

## ■ 要配慮者利用施設の「避難確保計画」とは

施設周辺が大雨などで浸水するおそれがある場合、**避難経路**や**避難先**、避難行動の**役割分担**などをあらかじめ決めておくことで、いざという時に、**要配慮者利用施設利用者の安全を確保**

するための計画です。



避難確保計画	
対象災害：水害（洪水）	
【施設名：	】
【所在地：	】
年 月 作成	
施設の最大浸水深	
浸水深	（避難経路の目安）
□ 0.5m未満	→ 1階へ避難可能
□ 0.5m～3m未満	→ 2階以上へ避難可能
□ 3m～5m未満	→ 3階以上へ避難可能
□ 5m以上	→ 安全の確保へ要配慮



# 本日の講習会のポイント

## ■ 避難確保計画の作成の進め方を学ぶ

- ・ 本日は洪水と土砂災害のそれぞれの手引きと様式を参考に、避難確保計画の具体的な作成の進め方について解説する講習会です。

## ■ 今日書ける内容は今日書き込む

- ・ 今日、この場で記入できる内容は「この場で書き込む」講習会とします。

## ■ 避難先と避難タイミングを重点解説

- ・ 計画内容のうち、避難先・避難経路の設定と、避難タイミングについて重点的に解説します。
- ・ 他様式については、講習会を参考に、各施設で避難確保計画の検討・作成を進めて下さい。

## ■ 避難訓練の実施が義務化

- ・ 避難確保計画に基づいて、施設職員や利用者の方々と協力し訓練を実施しましょう。

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る  
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成 29 年 6 月

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。

市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。

なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。

避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

避難確保計画作成の手引き  
解説編